

令和2年8月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 令和2年8月7日（金） 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 和水町役場 3階 大会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（11名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴	3 番	平山 正光	4 番 本山圭司
委 員	5 番	有働 憲一	6 番	石原 由紀	7 番 内田耕臣
	8 番	金栗 孝義	9 番	池田 好博	10 番 亀崎世志矢
	11 番	上妻美津子			

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（0名）

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（17名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	竹下 周三	上妻 芳樹	牛島 繁	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	三串 直人	柿原 学	渡辺 陽三	

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2名）

事務局長 松尾 修（兼庶務係長）

参 事 西川 佳孝

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

事務局 松尾	<p>1 開 会</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、令和2年8月 和水町農業委員会総会を、開会します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、農業委員のみで開催させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">——— 資料の確認 ———</p>
事務局 松尾	<p>2 会議成立宣言</p> <p>本日は、11名中11名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。</p> <p>3 会長挨拶</p> <p>荒木会長、挨拶をお願いします。</p>
会長 荒木	<p>みなさん、改めまして「こんにちは。」</p> <p style="text-align: center;">——— 会長挨拶 ———</p> <p>それでは、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局 松尾	<p>荒木会長、どうもありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いします。</p>
議長 荒木	<p>4 議事録署名人の指名</p> <p>本日の議事録署名委員は、4番 本山委員 と 5番 有働委員にお願いします。それでは、議事に入ります。</p> <p>時間を短縮するために、議案第1号から議案第4号まで、まとめて審議します。なお、各委員からの現地確認の報告も割愛しますので、ご了承ください。それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">——— 事務局が、議案第1号から議案第4号 について説明 ———</p>
事務局 西川	<p>議案第1号</p> <p>申請番号 23 使用貸借（農業者年金再設定）</p> <p>申請番号 24 売買</p> <p>申請番号 25 贈与</p> <p>時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。これらの案件は、全て、審査基準に適合します。</p>
事務局 西川	<p>議案第2号</p> <p>時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。</p> <p>申請番号 1 農家住宅</p> <p>申請人は、平成30年に農家用住宅として許可を受けましたが、事情により納屋の建築ができなくなり、納屋に代わり、トラクター等の駐車スペースとして変更申請するものです。</p> <p>給排水計画については、申請時と変更ありません。</p>
事務局 西川	<p>議案第3号</p> <p>時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。</p>

申請番号 15 農家用住宅及び駐車場

貸借人は、熊本市で生活していますが、現在の住居が老朽化したことと、家族が増えたために、義父より申請地を無償で借り受け、農家用住宅の駐車場として転用するものです。

農家用住宅は、既に建て替え中であり、建築後は妻の両親と同居されます。

給水は既存の井戸を利用し、雨水は従来どおり自然浸透を基本とされますが、大雨等により吸収しきれない場合は、北側側溝へ放流されます。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置して、浄水を北側の既存排水管に放流する計画です。

万一、被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるということです。

許可基準については、全案件、各基準を満たしているものと考えます。

事務局 西川

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等

時間を短縮するために、各位、総会資料をご覧ください。

以上の計画につきまして、各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号から議案第4号まで、何か質問等がありましたら、お願いします。

石原委員

第5条の受付番号15ですが、譲渡人は農家ですが、譲受人は勤め人ですが、農家用住宅の申請でいいのでしょうか。

事務局 西川

一緒に住まればいいです。

事務局 松尾

それにつきましては、事務局でも疑問に思い、許可権者である熊本県に確認をしました。譲渡人は義理のお父さんで、譲受人は農家用住宅の建築後に、町外から転入された後に、同居されることを、本人から確認しています。

農業は、家単位ですということ、熊本県から、転入して同居されるのならば許可の対象になるということで確認を取っています。

議長 荒木

他に無いようですので、採決をします。

議案第1号から議案第4号までについては、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第1号から議案第4号は、原案のとおり決定しました。

なお、議案第2号、議案第3号は、許可相当として、県知事に意見を送付します。

これで、すべての議事は終了しました。

他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

有働委員

農地改良届ということで、お話ししたいと思います。

米渡尾から高野まで町道ができていますけれども、その水田は全然水が足りない、10年ほど田を作られない状態で、管理だけされています。

だから、そこに盛土をして、栗か何かを植えたいという意見がありました。ちょうど町道の改良工事がある、役場の建設課に言ったところ、遠いところに土を運ぶとお金がかかりかかるので、盛土用に使えるなら、かなりいいということで、最初1メートル50センチほど上げました。

そしたら、うちもしてくれうちもしてくれということで、届出が出ているのが2カ所、届出中が1カ所で3カ所あります。

要するに、基盤整備して四角い真ん中にあるような改良してある農地ではなくて、どうにもならない農地を、ただ管理だけしていても、どうしようもないので、工事等で出た土を盛土して、粟でも植えて、有効活用したいという届出なので、それならいいという意見を私は持っています。

それとは別に、私が農業委員になってから、約2年ですけれども、山と山の間のどうにもならない水田を2カ所現地確認しました。

今日の申請の件は、約3年前に改良が始っていますが、農業委員会への届け出はしてなかったそうです。3年前に、工事業者が、地区の公民館で説明をしたところ、1人の人が猛烈に反対して、とうとう話ができなかったそうです。

それで、この届出人の人達が、もうどうにもならないからお任せしますということで、業者が無届で着工したわけです。まだ、完了はしていませんので、今、無届出で工事中です。

私の前に担当した農業委員にどういう状況か尋ねたら、1人の人が絶対反対だったのので、どうもならなかったということでした。

実際、現地確認をした時には、業者の人には「始末書は出さなばいた。」とまで言いました。今回は、きれいな届出書が出ているので、「届出をしてから工事をしてほしかった。」ということは、しっかり本人に言いました。

それから、下の方に田があって、溜池もあるわけです。その溜池も、ほとんど活用されていない状態ですが、理由がないと反対できないので、反対者が油が出ているとか業者へ言っているわけです。役場にも、油が浮いているから現地を見てくれと言ったということです。実際、役場職員が見に行ったら、油は浮いてなかったという話も聞きました。

未だに1人の人は猛烈に反対されているそうです。昨日、電話したところが、そういう話でした。でも、書類がこれだけそろっているならいいんじゃないかと私は思っています。

今回の届出人本人たちは、活用して粟でも植えて、最後はどのような分け方をされるか判りませんが、皆さん方の近くにも埋めなくてはいけない農地が出てくると思っています。

それで、和水町農業委員会の農地改良届取扱要領を配ったわけです。

私もこういうのがあるということを知りませんでした。これを見たら、盛土する場合は、産業廃棄物はだめですよとか、迷惑をかけた場合は補償してくださいよとか責任義務も謳ってあります。このとおりに行けば、私は何の問題もないと思います。

報告方々、お話ししました。

議長 荒木

はい、ありがとうございました。この件につきましては、有働委員と局長と私と話をして、正式に書類を出してもらっています。

他にも、無届でしてあるところがあると思います。よければ届出をしていただければと思います。

亀崎委員

私も、先日、署名と押印をしました。大災害で、どこも崩れていますが、その土砂を持っていく場所がないとのことでした。なので、かさ上げをして農地改良をしたいと思っていた農地の土を剥いで、工事した農地の土を入れるとのことでした。よそに迷惑をかけることはなかったです。

議長 荒木

前もって農業委員さんへ相談してもらえばいいと思います。

事務局 松尾

今、実際の農地改良届書を配付しました。

農地法の3条・4条・5条のように、農業委員会へ申請をして、農業委員会で協議をして、許可を出すという形ではなく、基本、届出の形になっています

ベースは、自分の農地が低いのでかさ上げをしたい、そして、より良く耕作したいというのが基本です。

今回、有働委員さんが心配していただいて、以前、私が差し上げていた農地改良届取扱要領をコピーして配っていただきました。

もっと、早い時期に私の方から、委員さんへ説明をしなければならなかったのですけれども、

農地改良届取扱要領は、

(目的)

第1条 農地の現況を盛土等して利用度を高め、農地の保全、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る。

2 産業廃棄物等を投棄覆土することは、この要領に該当しない。

(農地改良の適用範囲)

第2条

(1) 盛土の面積は、1,000平方メートル未満とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 盛土の高さは、周囲の低い道路面より30センチメートル以内の高さまでとする。

(3) 工事の期間は1年以内とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(4) 盛土の土質は、良質な耕作土とする。

(手続)

第3条 農地改良を施工するものは、別紙様式1の農地改良届(以下「改良届」という)を1部、会長に提出する。

2 改良届には次の書類を添付する。

(1) 地籍図の写し(隣接地を含む)

(2) 位置図

(3) 隣接地の同意書

(4) 工事計画書

(5) その他農業委員会が必要と認める書類

(改良農地の指導)

第5条 改良届が提出された場合、必要に応じ現地調査を行い完了するまで監視指導をする。

2 改良届どおり実施していない場合は、是正指導を行う。

(責任義務)

第6条 農地改良の施工により付近の農地、農作物、道路、水路及びその他について損害並びに被害を与えた場合は、改良届に記載された届出人及び工事計画書の損害、被害の復旧、補償責任者が復旧、補償の責にあたるものとする。

と規定してあります。

今月の岩尻の案件ですが、一見すると宅地のように見えて、工事業者が盛土をしているように誤解しそうですが、あくまでも農地の所有者が自分の農地を耕作しやすいように改良するのが主旨です。

東小学校の近くにも、大規模な届出がしてありますが、建設課が工事をする時や大規模な災害の時に、どうしても工事が出た土砂の運搬先がないという事情等でした。

農業委員さんと現地確認をしたところ、東小学校の近くは、ひどい湿田で耕作できない水田でした。

今回の岩尻の案件も遊休農地でした。3年位前から施工はしてありましたが、地元の理解が得られず進んでいなかったとのことでした。

今回の届出地の県道の反対側に、地元の方が水利としている溜池があり、先程、有働委員さんがおっしゃったように、今回の届出地から水路を流れて油が流入してい

るという苦情が役場の衛生係へあり、溜池に赤土が流入しているということで、農林振興課も調査に行きました。

その後、農業委員会へ話があり、2人の委員さんと私、地元区長さん、業者で現地確認をしました。業者からは、梅雨前でしたので、梅雨が明けたら、出口の柵に堆積した土を取って、壁を建てて、ちゃんとしますとのことでした。話ができ、遅くはなりましたが、農地改良届を出していただいたわけです。

そして、先日確認を取ったところ、業者からは豪雨のため急に仕事が入ったので、来週中には着工する予定であることと、地権者の方には承諾も取れているとのことでした。来週には着工されるはずですよ。

その後に、地元の区長さんへ確認したところ、地元の区長さんも、話はちゃんと進んでいますので、今のところ安心していきますとのことでした。

現在のところ、順調に進んでいるところです。

農地改良届をするのは、あくまでも農地の所有者であり、工事をする業者ではありません。

工事をしている業者が、届出地を資材置場とかの宅地にしているわけではないということです。地主さんが、自分の農地を使いやすいようにかさ上げをするというスタンスです。

会長とも随時相談をしていますが、農業委員さんが悩まれるところは、基本が、1,000平方メートル未満の盛土で、工事の期間は1年以内のところだと思います。

湿田とか、谷間の低い農地であるとかで、今回も8mかさ上げする計画になっていますが、それだけ上げて後々、県道からそのまま入ってちゃんと耕作できる土を置かれるということです。要領にも載っていましたが、後々、有効利用できるということで、地元の農業委員さんと現地を確認して、話をして、届出どおりにしていただくということになっています。

今回6人の方から、農地改良届を出していただいておりますが、その周辺の農地の所有者からも承諾のサインと印鑑をもらうように様式もなっています。

今回、7反半というかなりの広さになっていますが、様式の下の方に、農業委員さんと推進委員さんと地元の区長さんの署名と印鑑をいただいて、2枚目に業者の良質な土で、こうした計画で工事を行いますという確約の名前と印鑑、被害を生じた場合には、責任を持って対応しますという名前と印鑑という届出になっています。

規模が大きくて、なかなか考えるような件ではあるんですが、今遊んでいる農地が、有効活用できるのであればということで、届出の受理をしているところです。

亀崎委員

すり鉢状の田を高くしたら、その田は広がってきますが、隣の山林の承諾が必要になってくるのではないのでしょうか。

金栗委員

境をきちんとしとけばいいでしょう。

内田委員

最初に、測量とかしてあるんですか。

有働委員

この前、私も業者へ質問しましたが、垂直には盛土はできないわけですね、斜めになっているところで、全部工事が終わった時に、法面はどうにもできないので、有効利用できる面積は80%くらいしかないわけです。その80%を元の面積の割合で割って、境を新たに作らなければならないわけです。

事務局 松尾

さっき有働委員さんもおっしゃりましたが、田は真四角ではありません。8m上げると、当然、80%とかになるわけです。丈夫な壁を建てられますけれども、今

回の業者は、東小学校の方もそうなんですが、建設課とも協議が終わっておりまして、足掛け何年にもなる工事ですので、できあがって見ないとわからないとのことで、今回だと6人の面積のパーセントで割りもどすとのことでした。

真ん中に里道が通っていますが、例えば、端に付け替える協議をするか、買取りをするか、占有許可をするかの協議も、建設課で済んでいるということでした。

やみくもに大規模な改良を認めているわけではないということです。ただあまりにも規模が大きくて、それに付随する苦情とかもあって、委員さんにはご苦勞をおかけしているわけですから。

亀崎委員

絶対反対と言っている人は、どういった理由で反対されているのですか。

有働委員

3年前に関係者を公民館に寄せて話をしたところ、1人の人が猛烈に反対したのだから、話にならなかったとのことです。それでも、ちゃんとした届出書を出してもらえばよかったのですが、工事を先に始めたわけですから。そしたら、苦情が出て、届出をしてくれとか言われて、しているわけです。まだ、工事の途中です。

事務局 松尾

水利である溜池に、油が流れているとか、赤土が流れているという苦情があり、改めて、届出をしていただいたところなんです。

地主さんにも、近隣の農地の所有者にも許可をもらわれていたのですが、水利を使われているということで、地元の公民館で説明をされたところ、水利を使われていない方から苦情があって、本来、ありえないことなんですけれども、頭から反対されたということを伺っています。

議長 荒木

今までがそういうことで届出がしてなったので、きちんと是正してくれということで、有働委員にもお願いしてもらいましたので、今後は、起きないと思いますので。

事務局 松尾

まずは、地主さんから届出ということで、地主さんの名前と印鑑、そして、隣接する農地の許可・担当する業者がちゃんと工事して、何かあった時には被害が出た場合には責任をもって補償しますと、署名と印鑑を押してもらったうえで、農業委員さんと推進員さんの署名と印鑑、地元区長さんの署名と印鑑をしていただいています。

今、大規模な工事もあっていますので、今後、どちらの地区にこのような届出があるかわかりませんので、よろしくお願いします。

農地改良届については、今の説明でよかったですかね。

委員一同

はい。

## 6 報告

10ページ以降を、各位、ご覧ください。

## 7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

## 8 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和2年8月 和水町農業委員会総会を、閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

署名委員 4番 \_\_\_\_\_

署名委員 5番 \_\_\_\_\_

会議録調製者 松尾 修  
本誌（表紙除く） 8頁